

入札参加の皆様へ

赤磐市

主観的事項審査における配点の見直しについて

入札参加資格者の格付けにおいては一層の適正性及び透明性を確保するために平成22年度から主観点数を加えた総合評点により格付けを行なってまいりました。

この度、主観点数の算出における評価項目並びに配点が改正されましたので翌年度の入札参加資格申請手続きに際しては十分注意願います。

改正後の評価項目並びに配点は以下のとおりとなります。

記

1 評価項目並びに配点等

別表第1(第3条関係)

評価項目	添付書類
1 ISO認証取得 【共通】	(財)日本適合正認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書(日本語版)の写し(登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること)
2 障害者雇用状況 【共通】	(1) 雇用が義務付けられている事業者 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業者のうち、法定雇用率を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある身体障害者雇用状況報告書の写し (2) 雇用が義務付けられていないが、申請日時点で障害者を雇用している事業者 障害者であることを証明するもの(障害者手帳、療育手帳、障害者年金等)の写し
3 少子化対策 【共通】	都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変更届の写し 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、認定書の写し
4 災害時の応急対策協定	赤磐市と災害協定を締結している協会等の会員である

【共通】	ことの証明書を添付
5 災害等応急復旧(予防)協力 【共通】	災害等応急復旧(予防)作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付(様式第2号)
6 除雪作業協力 【共通】	除雪作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付(様式第2号)
7 上水道漏水修繕協力 【水道施設】	上水道漏水修繕作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付(様式第2号)
8 防災訓練への参加 【共通】	本市又は国、県が主催(又は共催)する防災訓練へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書を添付(様式第3号)
9 ボランティア活動への参加 【共通】	本市又は国、県が主催(又は共催)するボランティア活動へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書及び活動の証となるもの(新聞記事・広報記事・写真等)を添付(様式第3号)

別表第2(第5条関係)

主観点数評価基準

評価項目	評価基準
1 ISO認証取得 【共通】	前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している場合は2点、登録事業所においてISO14001を認証している場合は1点加点する。
2 障害者雇用状況 【共通】	(1) 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で法定雇用率を達成している場合は、1点加点する。 (2) 同法に基づく報告義務のない者で障害者を雇用している場合は、1点加点する。
3 少子化対策 【共通】	(1) 前年の12月31日現在、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合は1点加点する。 (2) 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、1点加点する。
4 災害時の応急対策協定 【共通】	前年の12月31日現在、赤磐市と災害協定を締結している協会等の会員であることが証明書により確認できる場合は2点加点する。
5 災害等応急復旧(予防)協力 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、災害等応急復旧(予防)作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
6 除雪作業協力 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、除雪作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。

	ただし、上限は2点とする。
7 上水道漏水修繕協力 【水道施設】	前年1月1日から12月31日までの間に、上水道漏水修繕作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
8 防災訓練への参加 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、赤磐市内で本市又は国、県が主催(又は共催)する防災訓練へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書により証明された場合は参加1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
9 ボランティア活動への参加 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、赤磐市内で本市又は国、県が主催(又は共催)するボランティア活動へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書により証明された場合は参加1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
10 資格停止措置(赤磐市分) 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間を始期として、指名停止措置した期間の累計により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。(加重措置により指名停止措置を受けた場合は、その措置決定日を始期とします。) また、指名停止期間の始期が上記期間中であり、終期が上記期間以降の場合も累計の対象とします。 1月以内 件数×(-5)点 1月を超え2月以内 件数×(-10)点 2月を超え4月以内 件数×(-15)点 4月を超え6月以内 件数×(-20)点 6月超 件数×(-25)点
11 工事成績 【共通】	前年4月1日からの1年間に、競争入札により発注された工事のしゅん功検査において検査成績点が70点未満の工事1件につき5点を減点します。

2 施行日

平成22年12月1日から施行し、平成23年度(7月1日以降)の格付けに適用されます。